

矢部宏治『日本はなぜ、「基地」と「原発」を止められないのか』集英社インターナショナル、二〇一五年

一 日本を真に変革するための政治的・歴史的問題として

島崎 隆

従来私は、実践的問題関心から、沖縄の基地問題やフクシマの原発被害の問題を注視してきた。とくに私は活動家でもないが、日比谷公園などの大きな集会・デモ、さらに国会周辺や官邸前の集会には、一市民としてたびたび出かけてきた。かつて沖縄へは、ピースボート関係で、米軍基地前でデモに参加してきた。嘉数（カズ）の高台という場所から、オスプレイが何機もとまっているところも見てきた。フクシマには、三度ほど出かけて、被害状況を見て、被災地の人たちと話してきた。だが私は、基地問題や原発問題について、理論的に徹底して考えては来なかった。原発については、放射能汚染や自然環境問題との関わりである程度考えてきたが、政治との関わりでは不十分にしか考えてこなかった。

私は政治学者でもなく、現代史を専門とはしていないので、とくに戦後日本の歴史的況のなかで基地や原発の問題を専門的には考えられなかった。だがとくに、現代の革新とか左翼といわれる政治勢力の状況を見ると、もう少し徹底して考えて、現状を突破できるシャープな議論を展開するべきではないかと実感してきた。その点で上記著作は、私にとって展望を開いてくれたものであった。そのさい、本書の続編『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』（以下、『戦争ができる国』と略記）も注目に値するし、さらに同傾向のものとして、白井聡『戦後政治を終わらせる』なども、興味深いものと思われる\*1。私の印象では、矢部氏や白井氏の著作は、ジャーナリスティックな意味では広く注目されているとは思いますが、反戦・平和、護憲や民主主義を唱える人たちからどう受容されているのか、あまり見えてこない。とくに政治学、戦後史などの専門的な人たちがどう受け取っているのか、よくわからない。だが専門的にわからないながらも、私には魅力的に思えるのである。

ところで私は、東京唯物論研究会編『唯物論』第九〇号（特集：沖縄が問いかけるもの）

の合評会で、「沖縄・福島の困難地にたいして日本人としてどう向き合うのか」という報告（二〇一七年三月五日）をおこなった。そこで本書を紹介・検討したことがある\*2。以下、より詳細に矢部書を紹介したい。

さて本書は、一〇万部を突破したベストセラーである。政治・外交・軍事についての日米関係の歴史的文書を詳細にフォローし、かつそれらについての研究文献なども参照して、敗戦後のなかで、いかに日本という国家が米国への従属的状态に絡め取られてきたかを緻密に解明している。ところで、二〇一八年に全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」を採択して、騒音被害、事故、犯罪などの原因となっている日米地位協定の抜本的見直しを求めてきた。なぜそうなっているのかの根本的要因を、明快に、だが深刻な形で解明しているのが、まさに本書である。敗戦後、米（軍）は日本の保守党政権を支配しつつ、こうした従属状態を延々と維持・発展させてきたのであって、一朝一夕で改善などできない仕組みになっている。

政治問題に関心をもつ人びとは、私を含めて、なぜ日本政府が米（軍）にたいして、主権国家ではないような卑屈で従属的な態度を取りつづけているのかと、疑問を抱いてきたことだろう。米軍の飛行機は、日本の基地内の家族の住宅の上は飛ばないが日本人の住宅の上では平気で低空飛行を繰り返す。だが米本土では、住宅の上などは飛ばないし、基地内部で旋回訓練をするのみである\*3。この点で、民主党政権になったさい、当時の鳩山首相が、普天間基地の移転を鹿児島県の徳之島へおこなうという案をもって、米国と交渉するつもりで、外務省、防衛省、内閣官房の官僚たちを呼んで協力を要請したことがあった。だが、ただちにその翌日、朝日新聞の夕刊に、その秘密の会合がリークされてしまったという（一八頁）。日本の高級官僚たちがただちに米国へお伺いを立てて、その移転案阻止に動いたのだ。私自身も、You Tube「鳩山由紀夫友愛チャンネル」でこの生々しい詳細を確認した。だれが動いたのかも、米側の公文書で公開されているので、これは事実なのである。実は本書で明らかのように、歴代の官僚たちが本国の総理大臣よりも米国にたいして忠義を尽くすようなメカニズムが成立しているのであり、それはまさに、日本国憲法の上部に安保条約が座っていることの結果といえる。驚くべきことに、鳩山氏自身は

首相として、そのメカニズムを知らなかったのだ。氏自身まさに、矢部氏の著作に関して、「あなたが矢部さんですか。すごい本を書きましたね。私はこの問題（日米合同委員会などの軍事上の密約を生み出す法的構造）について、ぜんぜん知りませんでした」\*4 と率直に告白している。

さらに、二〇〇四年、沖縄国際大学に米軍ヘリが墜落し、その破片が大学と周辺のビル、民家に飛散し、マンションの寝室のふすまにも突き刺さったという大事故があった（三二頁以下）。これはまだ、私の記憶に残っている事故である。このとき、米軍が来て、現場を封鎖して日本人関係者を一方的に排除したのだ。なぜこうした植民地的対応が可能なのか。それは、「日米行政協定についての議事録」（三一頁）に、「日本国の当局は（略）所在地のいかんを問わず米軍の財産について、搜索、差し押さえ、または検証を行う権利を行使しない」という取り決めがあることに由来する。米軍関係の事故が発生した場合、日本全国どこでも、そこが米軍の財産がある場所となり、そこが瞬時に治外法権エリアとなるのである。日米合同委員会の取り決めでも、同様の内容が述べられる（一〇八頁）。私はすでに忘れていたが、一九八八年六月に、四国の伊方原発付近で、低空飛行をしていた米軍機が原発を飛び越えて、向こうの山に墜落して乗組員七名全員が死亡したという事故があった（三二頁）。前泊博盛・沖縄国際大学教授は「原発を標的にして、演習をしていたのでしょ」と推測する（二三三頁）。なぜそういう低空飛行訓練をやる必要があるのか。それは敗戦後、日本は米国にとって安保条約を結んで、同盟国であるとともに、いまだ「(潜在的)敵国」だからである。それは、国連憲章の「敵国条項」（第五三条、一〇七条）に由来し、ドイツと日本が主要対象である（二一〇頁以下）。現在でも、この条項は残っている。もし日本が軍国主義を復活させるようなことがあれば、米国などはこの「敵国」を攻撃していいとされる。戦勝国の米国による軍事占領は、通例、占領後九〇日以内に終わらせなければならないが、例外的に、安保条約などで米軍がさらに駐留することを妨げないということが、サンフランシスコ講和条約で書かれている（二一八頁）。だから安保条約も、たしかに日本のための安全保障であるが、同時に、周辺国の不安に配慮して、極東の地域の安全保障として日本に対立もしているのだという\*5。安保条約は、反共へ

の防波堤であるとともに、一九九〇年スタックポール少将が発言するように、在日米軍は日本の再軍備を封じ込めるための「ビンのふた」という側面ももつ（二三〇頁）。

さてこうした重大な歴史的情報は数多くあり、さらに紹介すべきだが、割愛したい。ともかく、沖縄および日本全土が現在まで、米（軍）の占領地のような状況を呈しているのは、本書が詳細に明らかにするように、敗戦後から安保条約の改定などの歴史的事情によって、米国がそのように仕組んできたからであり、昭和天皇が反共主義を体現し、保守政権が米国に従属することによっておのれの利益を見いだしてきたからである。

そのシステムは全体として、「安保法体系」（長谷川正安氏の命名）といわれる（五〇頁）。それが日本国憲法の上位にあって、日米関係を決めている。それは、敗戦後の国連憲章などを出発点として、新旧の安保条約、日米行政協定、日米地位協定、日米合同委員会などの取り決めから構成される。旧安保条約（一九五二年発効）に日米行政協定が付随し、新安保条約（一九六〇年改訂）に日米地位協定が付随するが、そのさい、日米行政協定の内容が実質的に日米地位協定に継承されている。さらにそれに、密約法体系が加わり、法的論理としては超憲法的な統治行為論（当時の最高裁長官の田中耕太郎から始まる）が利用される。密約は多様にあるが、矢部氏はそれをおもに「基地権密約」と「指揮権密約」に区分するが、前者は国際問題研究家の新原昭治氏らによって、文書の発掘も含めて、詳細に明らかになってきたといわれる\*6。この点では、「在日米軍基地に関する秘密報告書」（一九五七年作成）に、「行政協定のもとでは、新しい基地についての条件を決める権利も、現存する基地を保持しつづける権利も、米軍の判断にゆだねられている」とある（六八頁）。この論理にもとづいて辺野古基地の建設も進められているのだ。さらに同文で、「米軍の部隊や装備（略）なども、地元とのいかなる取り決めもなしに、…日本への出入りを自由におこなう権限が与えられている。すべてが（略）米軍の決定によって、日本国内で演習がおこなわれ、射撃訓練が実施され、軍用機が飛び、その他の非常に重要な軍事活動が日常におこなわれている」とある。だからこれに従って、オスプレイも日本に自由に配備され、飛び回っている。野田元首相が二〇一二年に、「〔オスプレイの〕配備自

体はアメリカ政府の基本方針で、同盟関係にあるとはいえ、〔日本の側から〕どうしろ、こうしろという話ではない」（七一頁）と述べたのは、日本の首相として「正しい」判断なのである。

「指揮権密約」とは、米軍が日本の軍隊を自由に使うための密約であり、米軍は日本が二度と米国の脅威にならないように、占領終結後も日本の軍隊を自分たちの指揮下に置きつづけたいという意思をもってきた。私は、いざ戦争となったら、自衛隊が米軍の指揮のもとにはいり、米軍とともに戦うのだということくらいは理解していた。だが事態はそれどころではなかった。占領軍民事局のコワルスキー氏によれば、朝鮮出兵のあと米軍基地を守るために、警察予備隊という軍隊を彼ら自身が作ったのであり、それは米軍と同様に編成された、小型の米軍とっていいと述べた。警察予備隊を継承した現在の自衛隊は、その兵器はほぼすべてアメリカ製で、コンピュータ制御のものは、データも暗号もGPSもすべて米軍とリンクされている。だから最初から米軍の指揮下でしか動けないし、米国と敵対関係になったら何もできないように設計されている、といわれる\*7。

したがって、米（軍）が何か民族蔑視の精神で、権力に任せて敗戦後、日本にたいして好き勝手なことをやってきたように見えるが、実はそれほどでたらめではなくて、複雑な歴史的経緯のなかで、さまざまな条文と文書を作成して、それに依拠して、あたかも国家主権がないような日本を作り上げてきたのである。矢部氏は、ダレス国務長官らがこの点で、巧みに「法的トリック」を駆使したと批判している。さきの鳩山元首相のように、この安保法体系に逆らえば、それにふさわしい仕打ちが待っている…。氏は、本書でも（二七〇頁以下）、『戦争ができる国』でも（三〇〇頁以下）、解決のための提案をおこなっているが、これも割愛したい\*8。結局矢部氏は、在日米軍基地、憲法第九条二項、国連憲章「敵国条項」の三者を同時に解決する方策が必要だと考え、改憲の立場を表明する（二七二頁）。ところで氏は、日本国憲法をGHQが作成して、日本国民に押しつけたと解釈するが、映画「日本の青い空」にあるような、民間の憲法研究会（鈴木安蔵ら）の活動について、さらにGHQ職員であり、日本育ちのベアテ・シロタ・ゴードンが男女平等の人権条項を憲法に書き込んだことなどについて、丁寧に関及してほしかったと思う。さらに日本

には、敗戦時、伊豆大島憲法草案などの試みもあった。また惜しむらくは、これだけの細かい歴史的事実、人物と法文が登場するので、本書に是非とも索引を付けてほしかったということである。一読したあと、何がどこに書かれていたかが、はっきり思い出せないことがあるからだ。ともあれ、瞠目すべき著作である。

\* 1 矢部著、集英社インターナショナル、二〇一六年。白井著、NHK出版新書、二〇一六年。

\* 2 東京唯物論研究会編『燈をともし』第二四号、二〇一七年所収。本報告は、自然環境問題を含め、より広く日本の政治的現状について議論しているので、参照願いたい。

\* 3 本書、一〇頁など参照。以下、本書の参照頁数を本文中に記載する。

\* 4 矢部『戦争ができる国』一頁。

\* 5 『戦争ができる国』一四九頁。

\* 6 『戦争ができる国』五〇頁以下。

\* 7 以上、『戦争ができる国』一九九頁以下、一二五頁以下。

\* 8 この点は、前掲『燈をともし』の拙論の第六点として、簡単だが述べてある。